

令和9年度豊田市就学援助費（新入学学用品費等）の入学前支給のお知らせ

令和9年4月に豊田市立の小・中学校に入学予定のお子さんの保護者で、就学援助の要件に該当し、令和8年11月30日までに就学援助を申請された方に、新入学学用品費等を入学前に支給します。

就学援助の要件

- ① 生活保護を受けている方（ただし、新入学学用品費等は対象外。入学準備金については生活保護担当者に御確認ください。）
- ② 生活保護が停止または廃止された方
- ③ 経済的にお困りの方（ただし、同一世帯員（単身赴任等別居だが同一世帯とみなす方を含む）の所得の合計額が豊田市の定める基準以内であること）

【所得額の目安】

世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
所得額 (収入額)	2,096 千円 (3,255 千円)	2,764 千円 (4,131 千円)	3,393 千円 (4,916 千円)	3,762 千円 (5,379 千円)	4,328 千円 (6,084 千円)
モデル	母 3 5 歳 子 8 歳	父 3 5 歳 母 3 2 歳 子 9 歳	父 3 7 歳 母 3 5 歳 子 9 歳 子 7 歳	父 4 1 歳 母 3 7 歳 子 9 歳 子 7 歳 子 4 歳	祖母 6 5 歳 父 3 7 歳 母 3 4 歳 子 9 歳 子 7 歳 子 4 歳

※上記は、令和9年度の目安となる金額です。

※所得額とは、給与所得者の場合は源泉徴収票の給与所得控除後の額です。

※同一世帯員（単身赴任等別居だが同一世帯とみなす方を含む）の所得を合算します。

※所得額の目安は、生活保護基準額の変更に伴い改正します。

新入学学用品費等の入学前支給を受けることができる方

次の（１）～（４）の要件全部に該当する方

- （１）就学援助の要件に該当する方（上記のとおり）
- （２）現在豊田市に居住している方（入学式前に豊田市外に転出予定の方を除く）
- （３）翌年4月に豊田市立小・中学校入学予定者の保護者
- （４）**新入学学用品費等について入学前の支給を希望する方**

※期限（令和8年11月30日）以降に申請する場合

令和9年4月末までに就学援助を申請し、令和9年4月認定になった場合は、令和9年7月頃に新入学学用品費等を支給します。

【注】次の（ア）～（ウ）いずれかに該当する場合は、新入学学用品費等の入学前支給の対象になりません。**申請を行わないでください。**

（ア）入学式前に豊田市外に転出する場合

（イ）生活保護を受給している場合

（ウ）入学式以前に家族構成の変更（再婚等）予定がある場合

※新入学学用品費等の入学前支給を受けたあと、新入学学用品費等の支給要件に該当しなくなった場合は、**新入学学用品費等を返還していただきます。**

申請手続

あいち電子申請システム（Graffer）により電子で申請を受け付けます。
電子申請が難しい方は、紙で申請書を提出することもできます。

【電子申請の場合】

右記の QR コードを読み取り、システム上で申請を行ってください。



- ・「新規登録またはログインして申請」、「アカウント登録せずにメールで申請」はどちらでも構いません。
- ・「新規登録またはログインして申請」を選択した場合は、申請途中での一時保存が可能となります。また、書類不備で差し戻しがあった場合に以前の申請を複写（30日以内）して再申請することができます。
- ・申請完了のメールが届いたら、申請完了となります。
- ・申請完了後、申請内容の変更はできません。注意して入力してください。
- ・詳しい申請方法は、豊田市教育委員会学校教育課のホームページの「電子申請のマニュアル」を御確認ください。
- ・電子申請システムは、デバイス（スマートフォン・パソコン等）の翻訳機能に対応しています。

◆申請期間

令和8年10月1日（木）9：00～令和8年11月30日（月）23：59まで

◆申請内容及び受付状況の確認

申請完了メールに記載の URL を開くと、申請内容及び受付状況を確認することができます。

ステータス	状況
受付済	申請書提出済です。
処理中	教育委員会が申請書を確認中です。
完了	申請書の確認完了。学校を通じて認定結果を通知します。
差し戻し	申請に不備があります。メールを御確認ください。
取り下げ	就学援助申請の取り下げ（「受付済」状態の場合のみ取り下げが可能）

【※注意事項】

電子申請の内容に不備がある場合は、申請時に使用したメールアドレス宛に差し戻しのメールを送付します。

メールに記載された期限までに必ず修正をしてください。

期限までに修正がされない場合、その申請は却下となります。

電子申請の各種方法（申請・内容確認・受付確認・不備修正）の詳細は、
豊田市教育委員会学校教育課ホームページを御確認ください。



【ホームページ】

【紙申請の場合】

紙の申請書での申請を希望される方は、以下の場所で申請書を取得し、提出してください。

◆紙の申請書の配布場所・申請場所

場 所	配布	申請
(1) 教育委員会 学校教育課 (豊田市役所東庁舎 6 階)	○	○ 郵送可
(2) 小学校入学予定のお子さんが 4 月に入学予定 の豊田市立小学校	○	○
(3) 中学校入学予定(小学校 6 年生)のお子さんが 現在通っている豊田市立小学校	○	○
(4) 豊田市教育委員会学校教育課 ホームページ 	○ 10 月 1 日 掲載予定	

◆申請期限

令和 8 年 1 1 月 3 0 日 (月)

※郵送は当日消印有効

◆申請に必要なもの

書類に不備がある場合は入学前支給ができませんので、確認してから提出してください

- (1) 就学援助申請書 (兼 口座振込依頼書) (No.511)
- (2) 振込口座確認票 (No.515)
- (3) 所得課税証明書 (令和 8 年 1 月 1 日時点で豊田市外に住んでいた方)

支給額・支給時期

◆支給予定額 (入学者 1 人につき)

小学校入学予定者	6 4 , 3 0 0 円
中学校入学予定者 (小学校 6 年生)	8 1 , 0 0 0 円

◆支給時期……令和 9 年 1 月下旬予定

◆支給方法……申請者口座へ振込み

問合せ・郵送先

〒471-8501

豊田市西町 3 - 6 0 (東庁舎 6 階)

豊田市教育委員会 学校教育課 就学援助担当

電話 0565-34-6661 FAX 0565-31-9145

